

医療安全管理研修(オンデマンド)のお知らせ

2月14日から28日まで、医療安全管理研修をビデオ配信しておりますので、ご都合をつけて必ずご視聴下さい。

< 最近の話題 > 薬局薬剤師の業務や薬局機能に特化した厚生省ワーキンググループの活動スタート

本年1月20日に行われた、厚労省の「第11回薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会」で「薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループ(WG)」を設置することが決まり、2月14日に初めてのWGが開かれました。

このWGで扱うテーマは、主に次の4項目であり、薬局薬剤師と薬局に求められる将来像と具体的な対応策を7月までにまとめるとしています。

[WGが扱うテーマ]

- ▼対人業務の充実
- ▼薬剤師・薬局のDX(デジタルトランスフォーメーション)
- ▼医療安全を前提とした対物業務の効率化
- ▼地域における薬局サービスの提供

初回は「対人業務」をテーマとして議論され、「質の高い対人業務がなぜ普及しないのか」を巡って発言が相次ぎ、「対物だけで経営が成り立つ仕組みが対人の普及を妨げているかもしれない」と、踏み込んだ発言もあったとのこと。

【ポイント(私見)】国は、高齢化社会に対応するために、2025年を目途に地域包括ケアシステムの構築を目指し、薬局に対しては地域連携とか専門医療機関連携などと機能別薬局認定制度を立ち上げ、全ての薬局をかかりつけ薬局に再編し、薬剤師はかかりつけ薬剤師とし、処方箋調剤を中心とした対物的業務を効率化して対人的な業務を充実させることを目指しています。日本薬剤師会が調査した2020年度の処方箋受取率(分業率)は75.7%と報告され、分業が進んでいるが、分業による患者に対するメリットが見えないなどとの批判が続いています。国は遅々として国民が期待する薬剤師業務が行われていないことから、今月9日の令和4年度診療報酬改定の答申に併せ、WGによる薬剤師業務についての具体的方策の検討に入ったようです。

WGでは、規制改革に関連する調剤の外部委託や処方箋の40枚規制の是非なども論点になると言われており、このWGの議論は今後の薬局業務に大きな影響を及ぼしそうです。要注目です。

< お役立ち情報(糖尿病薬関連) > 糖尿病薬服用患者のシックデイとは？/糖尿病性ケトアシドーシス

特定薬剤管理指導加算1(ハイリスク薬加算：10点)の算定には、指導内容を薬剤服用歴に記録する必要があります。糖尿病薬の場合には、シックデイの具体的な指導内容記載が必要であり、前回のかわら版No.7に掲載したように、この記録の未記載が個別指導で指摘されることが多いため、記録のための参考に、シックデイについて記載しました。

1. **シックデイとは**：治療中の糖尿病患者が、例えば風邪をひく、発熱、下痢、嘔吐等をきたす、又は食欲不振のために食事ができない状態。
2. **シックデイ中の血糖値変化**：体にストレスがかかっている病的状態ではストレスホルモン(コルチゾール、アドレナリンなど)が分泌され、これがインスリンの作用を弱めることで高血糖状態になる。又、このようにインスリンが十分に機能していない状態では、細胞にブドウ糖が行き渡らず、この代わりに細胞は脂肪細胞に蓄えられていたグリコーゲンをエネルギーとして利用するために脂肪細胞を分解します。

この時に産生されるケトン体が血液を酸性にして糖尿病性ケトアシドーシスという状態(喉の渇き、頻尿、体重減少、吐き気など)になります。また、下痢や嘔吐、高熱などによって脱水となり、これも血糖値を上昇させる原因となります。

3. シックデイの対応：

- ① インスリン治療中の患者は食事がとれなくても自己判断でインスリンを中断しない。
- ② ビグアナイド系薬、SGLT2阻害薬は中止。SU薬(インスリン分泌促進薬)等の他の糖尿病薬は、主食の摂取量などによって、投与中止あるいは減薬となる。
- ③ 脱水防止のため、十分に水分摂取を行う。
- ④ 食欲がない場合でも、消化の良い食物をできるだけ摂取する。特に水と炭水化物の摂取を優先する。
- ⑤ 可能ならこまめに血糖を事故測定し、200mg/dL以上を目安に受診し、インスリン注射を行うことになる。

< 学術部への Q&A > 薬歴に記録した指導内容の記録は調剤録にも必要か？

【Q】同一処方箋に同一成分の別剤形薬が同時に処方されている場合(例えば、テープ、軟膏、ゲル、ローションなどや内服NSAIDsと外用NSAIDsの重複)について、指導内容を薬歴に記載しているが、調剤録にも同様に記載が必要か？一包化する目的の記入について、今までは薬歴特記に記入していたが、調剤録にも同じように記載が必要か？同じことでも毎回の記載が必要か？

【A】薬歴に記載した指導内容を調剤録にも記載が必要かどうかのことですが、改正薬剤師法第28条第2項では、提供した情報や指導の要点を調剤録に記録するように規定されています。しかし、2020年8月31日付の厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知では、調剤録や服薬指導の記録に関する規定について、**患者に行った情報提供や指導の記録は、調剤録でなくても調剤済みとなった処方箋や薬歴などに必要事項が記載されていれば良い**とされており、さらに、厚生労働省保険局医療課からも2020年11月10日付「保険薬局の分割調剤及び調剤録の取扱いについて」の通知で、**保険調剤録に関して、薬剤服用歴等に指導内容などの必要事項が記載されていれば、調剤録には記載しなくても良い**とされています。従って、調剤録への指導内容などの記録は薬歴でOKということです。ただし、疑義照会の内容と、「薬剤師が一包化の必要を認め、医師の了解を得た後に一包化を行った場合に、医師の了解を得た旨と一包化の理由」については、令和2年度の東北厚生局個別指導における主な指摘事項にもありますので、薬歴に記載されているとしても調剤録にも記載すべきと思います。また、**同じ内容であっても毎回の記載が必要**です。